

現行著作権法改正時の宿題



牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

1. 著作権法は、保護対象とする「著作物 (work)」について第2条1項1号に定義し、また法第2条2項には「美術の著作物には美術工芸品を含むものとする。」と定義するのである。

一方、意匠法は、保護対象とする「意匠 (design)」について第2条1項に、「物品の……であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義する。そして登録要件として、法第3条1項柱書に「工業上利用することができる意匠の創作をした者は」と規定する。すると、量産する物品を離れ何らかの形状や模様等を創作しても、それは意匠法の保護対象とはならないということである。

したがって、美術の著作物 (artistic works) と意匠とを分けるものは、後者が物品という用途や機能による他律性に支配されて創作される作品であるのに対し、前者はそれ自らの自律性に支配されて創作される作品であるから、量産品か一品製品かによって、その保護法は自然と区別されることになり、著作権法第2条2項の規定は本質的に限定解釈すべきことになる。

すると、美術工芸品とは物品を媒体とした純粋美術品 (works of fine art) であるから、これを応用美術品と呼ぶことはできないのである。

2. 応用美術品 (artistic work applied to articles) とは、本来、純粋美術品であった作品が、その後、物品に転用ないし利用された場合に使用される用語である。だからこそ、現行著作権法の改正審議を行った著作権制度審議会は、昭和41年4月に文部大臣に提出した答申で、この問題の解決のための第1案を提出したのである。

しかしながら、この第1案は、隣接する意匠法等の工業所有権制度との調整が必要であることを理由に採用されず、“将来の課題”として考慮すべきものとするだけ記述されて第2案が採用され、法第2条2項の規定となった次第である。

そこで、第1案と第2案とを紹介すると、次のとおりである。

第1案は応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法など工業所有権制度の調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適当と考えられる。

(1) 保護の対象

- ① 実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。
- ② 図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

(2) 意匠法、商標法との間の調整措置

図案などの産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いったんそれが権利者によ